

# 函館地方裁判所 からのお知らせ

函館地方裁判所江差支部における次の対象事件について、平成19年8月1日から、函館地方裁判所本庁民事部で処理することになりました。

これに先立ち江差支部での対象事業は、平成19年4月1日から7月31日までの間、江差支部のほか本庁でも取り扱

うこととなりましたが、なるべく本庁に申立てをされるようお願いいたします。

また、現在江差支部で係属している事件についても、8月1日以降は本庁で処理することになりました。

▼江差支部管轄区域内に所在する財産開示事件

▼江差支部管轄区域内に所在する住所地等のあらゆる債務者の債権等差押命令・担保権実行申立事件

なお、江差支部管轄区域内の競売物件に関する3点セット（物件明細書、現況調査報告書、評価書）は、8月1日以降も引き続き江差支部でもご覧いただけますが、8月1日以降の入札手続きは、函館地方裁判所本庁執行官室のみで取り扱いますのでご注意ください。

## 湯沸かし器の中毒事故に注意!!

最近、一部の「開放型小型湯沸かし器」による一酸化炭素中毒での死亡事故が全国で発生しています。「開放型小型湯沸かし器」を室内で使用する場合には、換気を十分に行わなければならない、換気が不十分な場合には不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒になる場合もあります。

消費者のみなさんが製品事故から身を守るためには、リスクを適切に認識した上で、製品を正しく使用することが必要です。

このため経済産業省では、毎月第2火曜日を「製品安全点検日」として、製品の安全な使用方法やリコール製品などについて、情報提供と注意喚起を行うこととしています。

小型湯沸かし器やコンロの使用中は、必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気を行いましょう。

また、第2火曜日は「火に注意」して、一酸化炭素中毒事故や漏電による発火事故、その他の製品事故を防ぎましょう。

## 5月の専門医の出張診療日

病院では、患者さんのために次のとおり専門医の出張診療を予定していますので、症状のある方はぜひ一度受診ください。

なお、出張診療日程についてはあくまでも予定日で、専門医や交通機関等の都合により変更となる場合がありますのでご注意ください。

<b>矯正歯科診療</b>	
▶ 5月18日(金)	午後1時～予約必要
<b>消化器内科診療</b>	
▶ 5月18日(金)	受付 午後1時30分～
<b>耳鼻咽喉科診療</b>	
▶ 5月24日(木)	受付 午後1時30分～2時30分
▶ 5月25日(金)	受付 午前8時30分～2時30分

## 函館市内のレンタカー割引に 奥尻～函館間の航空路線利用者限定

函館市内のレンタカー会社3社では、奥尻～函館間の航空路線をご利用の方に限定し、レンタカーの特別料金を設定しています。

この割引制度は、レンタカーを借り受ける際に奥尻～函館間の航空機搭乗券の半券を提出することで、通常の基本料金から20パーセント割引された特別料金となりますので、観光やビジネス、買い物、通院などの際にはぜひご利用ください。

また、割引には対象とならない一部車種もありますが、奥尻町民の方以外でも奥尻～函館間の航空機を利用した方ならどなたでもご利用できますので、町外に住んでいる家族や親戚、友人、知人でもお得です。

なお、詳しくは回覧文書で確認するか、または総務課政策推進係（☎01397-2-3403、または2-3111）へお問い合わせください。

## ● 事業主の皆様へ ●

平成19年度 労働保険年度更新の申告・納付期限は

# 5月21日(月)です

お早めに!!

申告書は最寄りの労働基準監督署又は北海道労働局及び金融機関、郵便局へ提出してください。

**函館労働基準監督署**

**5月25日**  
**特設行政相談所を開設**

とき 平成19年5月25日(金)

ところ 午前9時30分～11時

海洋研修センター、午後1時

30分～3時 Ⅱ 役場青苗支所

相談内容 年金、道路、老人保健・

福祉、登記、郵便・貯金、消

費者保護、雇用保険、役所の

窓口サービスなど（相談無料・

秘密厳守）

相談員 奥尻町行政相談員・牧

田力（☎212163）

さい。

函館地方裁判所江差支部の管轄区域

奥尻町、江差町、乙部町、  
厚沢部町、上ノ国町、八  
雲旧熊石地区、せたな町  
大成区

6月1日～10日

# 電波利用保護旬間

電波の利用は、携帯電話や防災行政無線、消防救急など町民生活や様々な社会経済活動にとって不可欠なものとなっております。急速に増大しています。

しかし、依然として不法無線局が多数存在し、重要無線通信やテレビ・ラジオに混信妨害を与える事例が後を絶ちません。

とくに最近では、外国製トランシーバーなどの違法な機器を、インターネットショッピングやオークションで手軽に購入して使用するため、重要無線通信への新たな妨害事例が発生し、電波環境の悪化が懸念されています。このため総務省では、広く電波利用環境保護の大切さを訴えるため、6月1日(金)の「電波の日」から10日間を「電波利用保護旬間」と定め、電波利用に関する周知・啓発を全

局的に展開しています。

なお、電波に関することは次へお問い合わせください。  
北海道総合通信局（札幌市北

## 自動車税は5月31日まで

自動車税は、毎年納めていただく北海道の税金で、納期限は5月31日(木)までとなっていますので、忘れずに納めましょう。

納めていただく方は、毎年4月1日現在の自動車の所有者です。(ローンで購入した場合などで所有者が売主にある場合は、買主である使用者が納税義務者となります)

今年度からは、今までの納める方法に加えて、コンビニエンスストアでも納税することができるようになりました。そう便利になりました。納税通知書は5月7日(月)に

区北8条西2丁目・札幌第1合同庁舎

### 【問い合わせ時間】

午前8時30分～正午、午後1時～5時(土・日・祝日除く)

▼不法無線局、混信・妨害、電波の安全性

☎011-737-0099

▼テレビ・ラジオの受信障害

☎011-737-0033  
▼電話、インターネットの相談

☎011-709-3956

▼電波利用料

☎011-709-6000

▼その他の行政相談

☎011-709-3550

「ご存じですか？」

## 検察審査会

郵送されますが、お手元に届かないなどのお気づきの点がありましたら、**檜山支庁地域振興部税務課納税係**(☎0139-5216473)へお問い合わせください。

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあって、警察や警察庁に訴えたが検察官がその事件を起訴してくれない、このような不満をお持ちの方のために検察審査会があ

## 「労災かくし」は犯罪です

厚生労働省では、「労災かくし」の排除・絶滅に取り組んでいます。完全には排除されていないのが現実です。

「労災かくし」は、労働基準監督機関による災害原因の究明ができないため抜本的な

対策を講ずることができず、被害労働者も十分な治療を受けられないため、後遺症が残る確率が高いといった弊害があります。

なお、「労災かくし」について不明な点や詳しくは次へ

お問い合わせください。

〒040-0032

函館市新川町25番18号

函館地方合同庁舎内

函館労働基準監督署

☎0138-23-1276

☎0138-23-9147

## 春の交通安全運動が実施されます

5月11日(金)～20日(日)

### 重点目標

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②速度上昇期に伴うスピードの出し過ぎ防止
- ③自転車の安全利用の推進
- ④二輪車の安全利用の推進
- ⑤後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ります。申し立てには一切費用はかかりませんし、秘密は固く守られますので、お気軽に次へご相談ください。  
なお、電話によるご相談でも結構です。  
檜山郡江差町字本町237  
函館地方裁判所江差支部内  
江差検察審査会事務局  
☎0139-5210174